

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の中間報告（案）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの

2 計画の性格・役割

- 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく計画
- 【新】子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業計画

3 計画の期間

- 【新】子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 【新】母子保健計画策定指針に基づく計画

平成27年度～31年度（5年間）

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

- 少子化の進行（出生数、出生率の低下）
 (要因) □未婚化・晩婚化・非婚化の進行、
 □初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下
 (背景) ■結婚に対する意識の変化
 ■出会いの機会の減少と経済的不安
 ■子育ての経済的、精神的負担感
 ■子どもの数の理想と現実のギャップ

(影響) ○子どものすこやかな成長への影響
 ○地域社会への影響

2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(家庭と地域社会の状況)

- 家族形態の変化
- 働きからの支援
- 子育て期の女性の高い就業状況
- 仕事と子育ての両立の難しさ
- 育児休業の取得状況
- 子どもの状況
- 不登校、いじめ
- 児童虐待

(若者の定着の状況)

- 大学進学率時の県外流出
- 大学等卒業時（就職）の県外流出

第3章 計画の目標と基本方針

基本理念

- ① すべての子どもと保護者への支援
- ② 社会全体での取組み
- ③ 価値観の尊重
- ④ 子どもの権利の尊重

安心して子どもを育てられる環境をつくる。

仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

3つの基本目標

めさす社会 子どもの笑顔と元気な声があふれる活気ある地域社会

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策の展開

基本方針Ⅰ

家庭・地域における子育て支援

- 基本的施策
- 1 子育て家庭に対する支援
 - 2 地域における子育て支援の促進
 - 3 安心して子育てができる生活環境の整備
 - 4 母と子の健康づくりへの支援

基本方針Ⅱ

仕事と子育ての両立支援

基本的施策

- 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進
- 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
- 3 就業支援

基本方針Ⅲ

子どもの健やかな成長の支援

基本的施策

- 1 子どもの権利と利益の尊重
- 2 子どもの健全な育成
- 3 生命を尊び家庭を形成する心を育む環境づくりの推進
- 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

基本方針Ⅳ

次世代担う若者への支援

基本的施策

- 1 結婚を希望する男女への支援
- 2 ライフプラン教育の推進
- 3 若者の定着支援

新

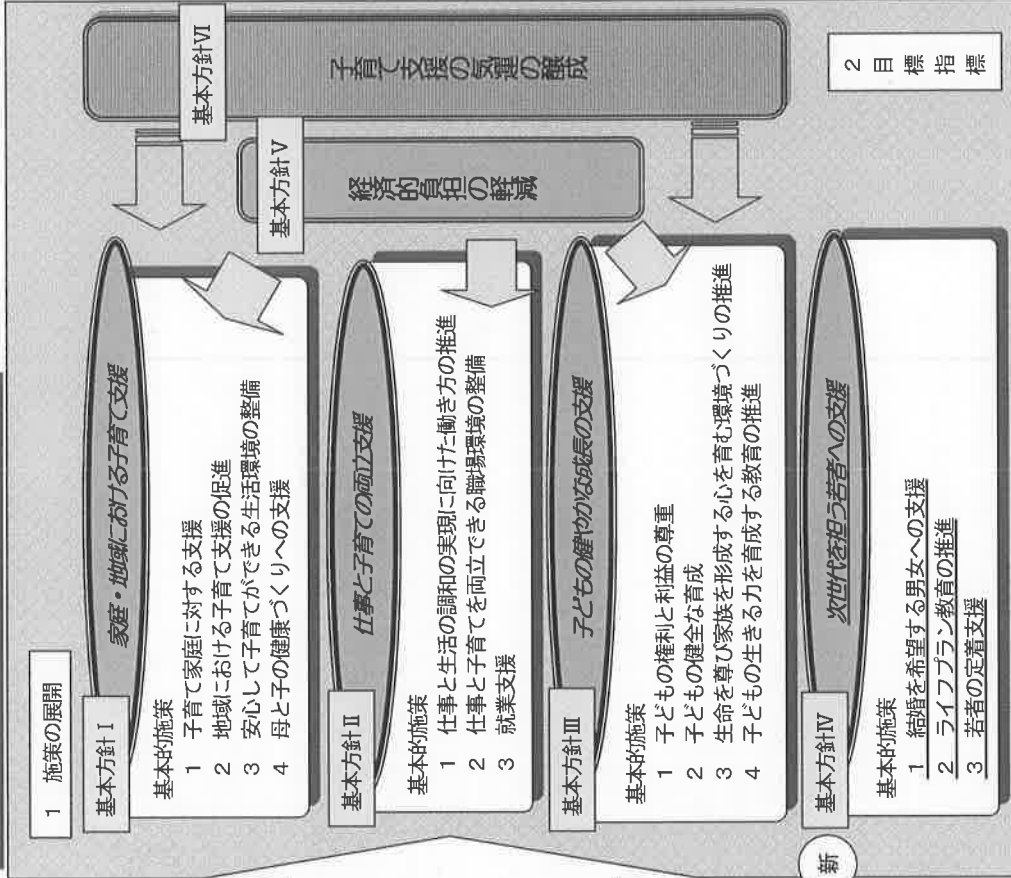
【新】重点施策

- ① 教育・保育・子育て支援のさらなる充実
- ② 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの促進
- ③ 男性の家事・育児への参画の促進
- ④ 結婚を希望する男女への支援
- ⑤ 若い世代へのライフプラン教育の推進
- ⑥ Uターン就職の促進など若者の定着支援
- ⑦ 多世代帯の経済的負担の軽減

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望

- ・県民、保護者、事業者、行政（県、市町村）の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。
- ・国に対して、地域の実情等に関する必要な提言・要望等を行う。
- ・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。



第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期